

予算審査特別委員会（住民課）

日 時 平成28年3月8日（火）
午後1時00分～午後3時12分
場 所 議会棟 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）（傍聴者：なし）

説明員 久城住民課長、長崎室長

書 記 岸参事、岩崎事務局長

○山本委員長 ただいまから予算審査特別委員会を再開します。本日は住民課について審査を行います。附属資料31ページから40ページまで説明を求めます。久城課長。

○久城住民課長 失礼いたします。歳出の説明に入ります前に、簡単ではありますが、歳入の方の説明もさせていただければと思います。新年度の税込でございませうけれども、道の駅のエリアに2点大型店が入りました。その関係で法人町民税が若干伸びております。それからその影響もございまして、たばこ税もだいぶ伸びて来ております。いわゆる喫煙者が増えたという事ではなく、購入者が町外から町内へという形で移動したというふうに、分析はさせていただいております。あと、軽自動車税につきましても税制改革が行われましたので、新しい税率で計算させていただいております。対前年度比で約1,200万円の税込の伸びを見させて頂いております。続きまして、歳出の方の説明に入らせていただきます。まず、31ページの税務総務一般管理事務であります。経常経費は昨年とほぼ同額でありますけれども、委託料、使用料と致しまして、事前に配布させていただいております当初予算の新規事業の説明、こちらの方をご覧いただけませんか。内800万円という事になりますけれども、土地家屋台帳データシステム化事業というのを入れております。これまで法務局の方から送られてきますデータを、手で書いてという形で整理をさせていただいておりますけれども、そのあたりで業務が停滞がちなところもございました。そこで法務局から電子データの提供を受けて、それを直ぐ台帳に移管する。手入力の省力化を図るという形で、是非この事業を導入させていただきたいというふうに考えております。方法といたしましては、すでに見積もり等を上げてきておる業者もありますけれども、ホームページで業者を募っていわゆる公募形のプロポーザル方式で臨めればという形

で思っております。これによって、事務の省力化、それから住民サービスの向上を図りたいというふうに考えておるところであります。続いて賦課徴収費につきましては、ほぼ前年並み、減っておりますのは需用費等の減でございます。それから戸籍住民基本台帳費。これもほぼ前年並み、職員給与費を含めまして、經常経費を計上させていただいております。続きまして、住民基本台帳ネットワークシステム運用事業。これにつきましては昨年度から大きく減っておりますけれども、これは通知カード個人番号カード関連の事務委託料の減によるものであります。続きまして、ワンストップ行政システム運用事業。これにつきましては、リース料いわゆる保守料です。メーカー保証、昨年機種交換を行いましたけれども、4年間のメーカー保証があるということで、それが軽減になつております。それらの軽減額が90万9,000円。そういったようなもので、対前年から予算の方が減となっております。旅券発行事務につきましても、ほぼ前年並みの予算計上としております。はぐっていただきまして、民生一般管理事務。これもほぼ昨年並みの予算としております。あと国民健康保険事業でありますけれども、これは特別会計との関連もございますので、その時に合わせまして説明の方をさせていただければというふうに思っております。大きく伸びておりますのは、理由といたしましては、国保険基盤安定の繰出金、平成27年度に基準が変更になり、被保険者の方の支援が厚くなったために、ここが大きく予算額としては伸びておるといふふうにご理解いただければと思います。あと隣のページに入ります。老人保健医療にかかる事務。これは皆減であります。それらを後期高齢者医療の事務の方に移管をしております。後期高齢者医療にかかる事務、これも繰出金等を計上させていただいております。ほぼ前年並みの予算という形になっております。国民年金事務、ここは大きく減っております。これは昨年度機器更新事業がございまして、そのあたりが450万減ってきております。それらが大きく、後は給与費等が変わって来たことによります減という形になっております。はぐっていただきまして、保健衛生一般事務です。ここにつきましては、西部広域行政管理組合の負担金、桜の苑負担金をここに計上することになりまして、これらによって上がっております。資料の方の訂正をお願いしたいと思います。職員人件費1名分としておりますけれども、これは2名分の間違えであります。申しわけございません。続きまして、環境衛生費小水力発電管理事務。これは昨年並み、小水力発電公社への経営改善資金の貸付金であります。これが2億円という形で上げております。続きまして、環境保全対策事業です。この中で昨年から

変わってきておりますのは、空き家廃屋対策事業。ここで老朽危険家屋解体撤去補助金300万の他に、行政代執行の経費2件分という形で、300万円を計上させていただいております。基本的にここをというところはまだあるわけではありませんけれども、一応対策として計上させていただいております。あとは新規事業の方をご覧くださいませでしょうか。町内生き物マップ作成事業という形で、予算額9万3,000円を計上させていただいておりますけれども、その9万3,000円といいますのは、この中の自然環境調査道具購入費をここに上げております9万3,000円であります。町の自然環境保全に活用な資料を整備するというふうにしておりますけれども、具体的に言いますとマップの作成になります。ただこのためだけのマップにするのか、またちょっと企画課あたりと話をしまして、企画課が道の駅の整備にかかります、その辺の色々なソフト事業を展開するということでありましたら、それらと連動する形でマップ掲載をそちらの方にするという方法もあると思います。そのあたりは企画課の方と連絡を密にして、取り組みたいというふうに考えております。名水ペットボトル化事業でありますけれども。これにつきましては、一応来年度は阿毘縁地区の水によってボトル化を行いたいというふうに考えております。はぐっていただきまして、新エネルギー推進事業であります。ここには、石見太陽光発電所の管理費、それから古都委員の一般質問にもございました、再生エネルギー等の家庭での利用、そういったようなことに関しての助成事業をここに一連のものここに組みさせていただいております。それから後新石見発電所につきましては、この1年間の発電料を特別会計の方で説明させていただきますけれども、売電収入を見込んでおりません。必要最低限という形で、そちらへの繰出金を190万円ほど見させていただいております。次に塵芥処理であります。ここに上げておりますので、新規事業の形で説明をまずさせていただければと思います。新規事業の説明書の方をご覧くださいませでしょうか。その中の緊急時の可燃ごみ焼却処理委託事業という形で上げさせていただいておりますけれども、金額といたしましては48万6,000円であります。清掃センターの方が老朽化して、基幹改良工事も行わせていただいておりますけれども、何が原因で止まるかわからないということは、想定しておくべきだろうというふうに考えております。またそれも施設の故障ということだけでなく、災害ということも考えておかなければならないというふうに思います。そういったような時に、一般廃棄物の処理体制といたしまして、外部に焼却の可燃ごみの焼却処分をお願いするのに、一応ことが起こってからどこかに頼んでということ

になりましたら、その許認可で数ヶ月かかってしまう。その間清掃センターに可燃ごみをストックしておかなければならないというようなことが発生することが想定されます。従って、可燃ごみの一部年間約1,000 t ぐらいの可燃ごみ、日南町出ているわけでありましてけれども、その内の15 t、パッカー車で言いますと4台分相当になると思いますけれども、それを民間業者に処理委託をして、当然焼却灰が出ますので、また焼却灰も従来でしたら最終処分エコスラグセンターから、最終処分場という処理ラインがありましたけれども、それも使えませんで、これらについても三重県の伊賀市の方に運ばなければなりません。それらの費用を含めまして、町内から出る可燃ごみ15 t 分の処理費用という形で、民間に委託する費用48万6,000円を予算要求をさせて頂いたものであります。あとページが前後してしまいました。清掃センターの改修につきましても、これは平成27年度予算で予算化していただきました。設計監理それに伴います、清掃センターの改修事業497万1,000円を予算要求させていただいたものであります。それから併せまして、新規事業の次ページご覧いただけますでしょうか。清掃センター収集搬出体制強化事業。実際にはこの二つを合わせて清掃センターの改修に当たりたいと思いますけれども、平成27年度試験的に実施いたしました小型家電の回収。これを引き続いて平成28年度も継続して参りたいというふうに考えておりました、そのストックヤードが大変不足しております。従って、今現在清掃センターの中に使っていないライン、不要な機器等がございます。それらをこの度処分して、そこらにストックヤードを確保したいというものであります。そうして清掃センターの機能充実が図れるものというふうに考えます。予算説明資料の方におかえりいただかせませんか。39ページになります。この中で一般廃棄物処理委託料、これが4,959万2,000円、日南清掃さんの方には支払いするものでありますけれども。平成27年度が5,000万6,000円。これらから言いますと若干ではありますけれども41万5,000円程の減という形になっております。人件費はアップ若干しておりますけれども、もろもろの経費削減に努めていただいております。はぐっていただきまして、し尿浄化汚泥処理事業でございます。これらにつきましては、ご承知の通り3町衛生施設組合の汚泥再生処理センター、2年目の工事を迎えます。実際の稼働開始と言いますのは、次年度平成29年12月からということになるかと思っておりますけれども、大まかな工事が28年度中には行われます。それらの負担金を含めまして、大きく予算の方は増えております。以上、一般会計の方の説明とさせていただきます。

○山本委員長　　ただいまの説明につきまして、ページを区切って質疑意見を求めたいと思います。31ページから33ページまで坪倉委員。

○坪倉委員　　税務総務ですけれども、土地台帳家屋台帳の電子化ということなんですけれども、現在土地を、土地というか切図の閲覧、それから照会について地籍調査後のものについて、住民課の窓口で即できないという状況にありますけれども、これについても改善をされるということなんでしょうか。

○山本委員長　　久城課長。

○久城住民課長　　一応そのデータは今建設課の方にございます。従って、そちらのデータの移行というのは、同じ GPS のシステムが入れば可能というふうに思っておりますけれども、それにつきましては、手前で移管しなければなりません。どれぐらい作業のボリュームがあるというのはわかっておりませんが、担当課といたしましては、是非移管したいというふうには思っております。ただ、現在法務局のデータから切図のデータも電子データでいただきたいというふうに思っておりますので、それらデータについては、随時1ヶ月に1回という頻度になろうかと思っておりますけれども、更新をかけて参ります。全体的に初期データができた段階で、今度は建設課の保管しております、今の地籍調査が終わったところのデータについても、移管作業に入れればというふうには考えております。

○山本委員長　　坪倉委員。

○坪倉委員　　わかりにくいんですけれども、ここの法務局から切図データも移管されるということになると、住民課の方で切図を閲覧することができるということになると思いますが、そうした時に建設課が持っておる国土地理院か何かのデータと、住民課の法務局からきたデータと、2つのデータが役場内に存在をするという形になるということでしょうか。

○山本委員長　　久城課長。

○久城住民課長　　地籍調査が終わったところについては、そういうふうになってしまふと思います。ただ、今現在地籍調査を優先しておりますので、その部分については建設課のデータをプリントして、それを証明という形で使わせてもらっておりますので、当面はそういった運用が続くものというふうに思っております。

○山本委員長　　よろしいですか。その他ございますか。ないようでしたら34ページ35ページ。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 36ページ37ページ。大西委員。

○大西委員 36ページの保健衛生一般事務費の件なのですが、先程職員人件費1名を2名と訂正されましたが、平成27年度の予算では職員人件費1名で1,260万9,000円になっておるんです。昨年が1名で1,200万、今年度は1名で1,500万ですが、これは2名だということですから。昨年度も2名じゃないですか。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 ご指摘の通り、昨年度も2名です。申しわけありません。

○山本委員長 その他ありますか。久代委員。

○久代副委員長 小水力発電が住民課に移管になったわけだけども、毎年2億円貸し付けしていますが、この経営の状況、新日野上発電所の決算書は昨年の決算の後でしかいただきましたけども、大体経営の概略をお聞かせ願いたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 ちょうど先週になりますけれども、中間期の監査がございました。それに同席させてもらいまして、まず2億円の貸し付けというのは必要かということをお聞きしたら、今の経理上これがないとやっぱり厳しいということではありましたけれども、あと経理の方で言いますと6年後7年後には明らかに黒字になっていくということで、今の状態が続けばということになって参りますけれども。大きいとりあえず今年橋の欄干の工事を行っております。次年度は機器のバッテリー工事を行う予定にしておりますけれども、当面する工事に必要なものはそういったようなものでして、大きい支出は見込まれておりません。安定的に発電も行って参りますので、そういったような形で将来的にはそれぐらいの目途で黒字転換するものというふうに考えております。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 37ページの環境保全対策ですけれども、空き家対策協議会、これは具体的にどういう活動をされるのか。9回ですけれども。どういう協議をされたり、どういう活動をされるのか。この委員会がその後の空き家活用や撤去に向けてどういう繋がりをもつのか説明をお願いします。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長　　まず空き家特措法が執行になりまして、それに伴ってこの会議空き家対策協議会の設置というのが義務づけられました。昨年度第1回の会議を開いておりまして、皆さんと色々説明をさせていただきました。その中で、当然今度は今まで町の方では老朽危険家屋という形で、解体等についてそれを基準にして、解体撤去補助金の交付等を行ってございましたけれども、今度はそれを特定空き家という表現が変わるだけありますけれどもなって参ります。従って、そういうような形で委員会に諮って特定空き家に認められたもの、今度それらがここでいうところの行政代執行を行う上での一つの基準となって参ります。一応そこでかけて、最終的に命令まで、指導から始まりまして、最終的に命令までいってそれに従っていただけない場合は、当然また空き家対策協議会の方にお諮りすることになりますけれども、行政代執行。基本的には行政代執行も行ったからといって、その経費が免税されるものではなくて、ご本人にご負担をお願いするわけですが、既に行っているところの例を聞きますと、なかなかやっぱり費用回収が難しいのが現状のようであります。色々そのあたりについては、財政とも苦慮して300万円の行政代執行に対して、その半額の150万の歳入という形にはしておりますけれども、一応行政の方といたしましては、これを行政代執行しなければ一番いいわけですし、基本的にはご本人に撤去していただくよう努めて参りたいというふうには考えております。そういったようなことを協議する組織がこの空き家対策協議会ということで、既に委嘱の方もさせていただいております。

○山本委員長　　坪倉委員。

○坪倉委員　　この9名の構成、個人名はともかくとして、構成について説明をいただきたいと思っておりますし、先程説明がありました、行政代執行の費用弁償を2分の1しか見積もっておられないということについて、言われたように本来全額もらうべきものだと思っておりますが、その辺現実論としてはあるのかもしれませんが、予算の立て方として2分の1しか費用弁償を求めないという予算になつとるわけで。その辺若干疑義がありますけれども。よろしく申し上げます。

○山本委員長　　久城課長。

○久城住民課長　　空き家対策協議会の構成でありますけれども、9名のうち7名。まず各小学校区、各地域から各1人ずつ出ていただいております。あとは専門的な立場からご意見をいただければということで、行政書士さんにも入っていただいております。主にはそういったようなメンバーで構成されております。トップ、会長は町長で

あります。あと予算の組み方歳入の見方でありましてけれども、一応色々なところ先例県、長崎県あたりが既にこういったような事業に取り組んでおります。一番行政代執行行っておるのは長崎市というぐらいですので、そこにも確認いたしまして大体どれぐらいということで組みさせていただきました。そのあたりが現実的な数字をとるのか、実際本来あるべき姿をとるのかということで苦慮いたしましたけれども、そういうな形で予算計上をさせていただきました。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 37ページの環境審議会委員報酬の件でございます。27年度はこの下の欄に環境審議会、日南町環境基本条例に基づく町長の諮問審議会ということが27年度の予算では出されております。今回消えております。なぜ消したのかどうかをお伺いいたします。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 意図はあまりないです。これを入れるために行数の関係ですいません、削除させていただきただけで、本来の趣旨というものは全く変わっておりません。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 実は私去年は12月に議会で質問した内容がここなんですね。町長の諮問機関であるということです。そうしましたら、27年度、28年度予算なんですけれども、27年度に環境審議会、これ2回なっています。いつといつと開かれましたでしょうか。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 2回開催させていただきとります。すみません、いつといつというのは今ちょっと覚えておりませんので、回数としては2回開催させていただいております。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 12月議会でも質問したと思います。いつ開かれましたか。町長も覚えておられません。担当課も覚えておりません。一番のポイントがここなんですよ。開くことが目的ではないんですけれども、本当に環境活動、日南町のためにやっけて行こうというのを計画したら、ずれる場合もあるかもわかりませんが。そうしましたら2回の開催された、予算要求ですけれども、実績は15人のメンバーで2回で、両方とも欠席された方は何名おられますか。もしこれで出せなかったら、あとで資料請求でも結構です。時間がかかりますから。

○山本委員長　大西委員に申し上げます。それは昨年の実績でありまして、今ここで審議しておるのは、この28年度の予算になります。今の開催につきましては、後ほど資料で提出をしていただくということでもよろしいでしょうか。その他ありますか。足羽委員。

○足羽委員　もう一度空き家廃屋対策事業なんですけども、昨年ぐらいからそれ以前からあるかもしれませんけれども、危険家屋がありまして、住民の皆さんからどうか撤去して欲しいというような廃屋があると思うんですけれども、そういったカ所というのは現在のところなんか所ぐらいあるものなんでしょうか。

○山本委員長　久城課長。

○久城住民課長　すみません、正確な数字は覚えませんが、60から70の間だったというふうに記憶しております。ただ今年さらに全件調査させていただいて、その後のまた状況も含めまして整理させていただいて、今それらの詳細について、皆さんに見ていただけるように、ここの空き家対策協議会ですね。その方々に見ていただくように、今資料を作成しておるところでございます。

○山本委員長　よろしいですか。そうしますと、38ページから40ページ。久代委員。

○久代副委員長　38ページの新エネルギー推進事業で、石見東の太陽光発電の財源に、費用と同額の売電収入となっておりますよね。財源が。この書き方は過疎債との関係で色々あった経過もありますが、その売電収入が毎年約1,100万だという事で、事業計画そのものにはなっておりますけども、表記の仕方を総務課の方の収入に充てる部分がどれだけで、最終的には日南病院事業会計に振り分けられるわけだけでも、なかなかこの説明ではわかりにくいと。一体売電収入が今年度いくら見込んでいるのかということがわからないわけです。その説明をしてください。

○久城住民課長　すみません、あとで出させていただきますいいですか。

○山本委員長　ちょっと時間を欲しいということで、少し待っていただけますか。

○久代副委員長　はい。

○山本委員長　その他、福田委員。

○福田委員　1、2点ちょっとお尋ねします。新規事業155ページ。ちょっとお尋ねしますが、この金額は48万程度ですけど、これ目的が災害または重大な事故により清掃センターで焼却処理ができなくなった場合だと書いてありますが、これがこの処理その下の方に行くと、事業内容解決策として焼却処理を三光にということが

ありますね。それで三重県の方にも送るという話になっておりますけれど、これはまず始めに内容は災害重大事故ということになりますけど、これはどういうことをさしめるんですか。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 まず災害が仮に起こった時に、わずか15 tの可燃ごみの処理で済むわけではないというふうに思っております。とりあえずルールとして15 tを出すルールを作っておけば、これが仮に100 tになっても200 tになっても、関係近隣の町村の許可が量が変わるだけですから、1から取らなくていいというふうに聞いております。従って、毎年ですけれども15 tの可燃ごみの焼却処理というのをルール化していければというふうに考えておるところであります。近隣で焼却処分できる民間施設というのが、もう三光しかありませんで、広島県の方まで、岡山の方まで運ばばあるわけですけれども、一番近いところでさらに見積もりも取っておりますけれども1kg30円という処分料であります。計算といたしましては、30円の1万5,000キロの消費税で48万6,000円ということで、これを毎年予算化できればというふうに考えておるところであります。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 毎年こういうことであるということではありますが、この元に戻って39ページには色々と修繕等の金額組んでありますねずっと。これしながらでもまだこれ危険いう状態になるんですか。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 ご指摘の通りだと思います。ずっとうちの清掃センターが使えればこういったことはする必要はないと思いますけれども、基本的にはうちの清掃センターを使えるものとしてやっていきますけれども、ただこういった形で地震があるかもしれないし、色々なことを想定して危険回避というふうにご理解いただければというふうに思います。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 そういうこともあると思いますけれど、ないとは限りませんが、そうした場合に近隣の町とか西部地区等には考えはないですか、全然そこをお願いするようなことはないですか。3町衛生組合あるでしょ。西部もあるし、そこに飛び越してここのポンと持ってくるのはいかがなものかな。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 またそれもよくわかります。ただ、仮にですけれども地震ということ想定した場合には、このエリアの清掃センターも同様のダメージを受けることが想定されますので、三光が大丈夫かといったらそれも保証されるものではありませんけれども、とりあえずその候補として三光の方に依頼できればというふうに思っておるところであります。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 しつこいようですけれども。これは補正でもできると思いますよ。緊急補正上げて予算付けて、できると思いますよ。それをまだ3町の衛生管理組合も西部も話がないのに、飛び越してこういうことをして本当大丈夫ですか。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 1からスタートしたときに、ここにも書いておりますけれども、3ヶ月程度の時間が必要になって、仮にですけれどもどこかに頼むというふうになった時に、3ヶ月間可燃ごみそのままストックしなければならなくなりますのでこの間、昨年ですね、工事を行いました時に、2週間ほど止めただけですけれども非常にオーバーするというような状況になりましたので、3ヶ月間今の現場に可燃ごみをストックするのは不可能であります。従って、こういった形のことが必要というふうに考えました。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 あのですね、3ヶ月の時間がかかると言いますが、このトランスのPCBでもね、何年もここへあったんですか。車庫に。そういうことを考えて3ヶ月言えばすぐですよ。災害当初、日野町でも災害があるかもしれません。そうしたら道は動かんでしょ。ほんならヘリコプターかなんかで飛ばすんですかこれを。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 おっしゃることよくわかりますが、ただなんで三光かということなんでしょうか。一応災害回避そういったことが起こった時に、必要な案件というふうに思っております。それが少しでも離れたところで、それでも近いところというふうに。効率性の問題もありますし、現実的に考えた時にこれぐらいの距離の移動でないと現場の方も正直厳しい。集めたごみをそのままストックするのではなく、先方の処理場までパッカー車で運ぶということになりますので、距離的にもこれぐらいと

いう形で説明をし、了解をいただいております。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 この説明を予算に上げてきて、それ以前に何でこういう話は出てこんな。議会の方には。この前言いましたけれど、企画とね一緒の事、住宅関係と一緒の事です、これは。やっぱりこういう事前に話をして詰めていかんと、うち程じゃないですよこの問題は。3町もあるし西部地区もあるし、いろいろとあるですよ話が。その中でうちが飛び出たようなことしても、ダメじゃないかな。もっと話し合っべきじゃないかな、議会と。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 まず可燃ごみ処理は、町長の方針で単町で処理をするという方針で、これまでも説明させていただいてきた通りであります。従って、単町で処理とすることを前提に、これまで清掃センターの改修工事にもご理解をいただいていたところでありますけれども、ただそれが使えなくなった時を想定して、その時には民間に焼却処分を委託しなければならないということで、こういう形で予算計上をさせていただきました。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 今の同僚議員と関連した質問なんです、これはもし災害がなかった場合は予算は執行しないわけですね。どうなんですか。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 予算を執行させていただいて、いわゆる15tについては無駄なことのように思いますけれども、これをルール化していく、それによって加入量が増えても15tが仮に300tになる400tになるという形で処理が可能になりますので、是非これをルール化したいというふうに思います。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 ここの実施体制で、運搬は株式会社日南清掃。運搬はですね、日南町から三光さんがある境港までの運搬なんですか。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 はい、おっしゃる通りです。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 焼却灰の場合は最終処分場が三重県になるわけですね。この一般廃

棄物の場合はマニフェスト伝票が必要ですか。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 必要というふうに認識しております。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 はい、わかりました。その通りです。ですから、発生元から最終の処分場、三重県でもマニフェスト伝票は保管しなきゃいけませんし、それをきちっと守ってルール通りという事で、それをちょっと確認したかったです。ただ、実施体制での運搬だったもので、まさか三重県まで日南清掃が運搬するわけないと思いますけれども、確認しましたのでいいです。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 今の議論は、一つの保険として高いか安いかは別として、一つの保険として一定の理解はできると思っておりますが、39ページのプラスチック選別施設エコスラブセンターを機能転換をしてスタートされたわけですけれども、この稼働状況、そして町内日南町からの持ち込み量等について、事業内容について説明をお願いします。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 まずこの施設、まだ工事中といたしますか、まだ稼働はしておりません。

○山本委員長 久代委員。

○久代副委員長 156ページの今の同僚議員の質問についての答弁ですけれども、今大西委員の質問では、年15tを必ず三光と契約して、年15tは最低でも入れるんだという考え方の確認と、それとなぜ、万が一の場合にはそれはありうるとしても、なぜ恒常的に毎年15tなのかと。契約はもし何かあったら、焼却してくださいよという契約は私は予算を立てなくても契約を結べると思うんですよね。三光と。必ず一定量持ち込むということを確認されなければ、契約そのものも成り立たないのかという事も含めて聞きたいし、それともう一点、西部広域行政管理組合の中でも、ずっとこの焼却場をどうするのかという議論が、結論が出たような出ていないような状況の中で、一応町が単独で焼却場を延命をして色々改修してきた、すると、現時点ではするという事で、最終的には西部広域の施設にという話があるけれども、まだ決定したわけではないというふうにこの間の説明では感じていますが、財政的な問題も含めて言えば焼却方針を民間委託にするという方針に、一定転換したかのような感じに受け取れる

わけだけでも、そのあたりはどのように整理されていますか。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 まず、このことを実施するに当たりましては、伊賀市の了解、三光とはただ一つの契約で済むわけですけれども、焼却灰を受ける伊賀市さんとの事前協議も必要になって参ります。実はすでに伊賀市の方にも行って参りました。伊賀市の担当職員、それから地元自治会長さん2人ともお会いをして、日南町の焼却灰10分の1ぐらいが焼却量に対して、焼却灰として発生しますので、15 tのごみを燃やした場合に、1.5 tの焼却灰の処理をお願いしなければならないということになって参ります。一応そのお願いに上がっております。ただ、結局そういったような面接と申しますか、面談は年1回しか行われません。今年行いませんと、今度は来年の2月ぐらいだったと思いますけれども、行ってお願いをするという形になって参りますので、それを町としては恒常化しておきたいということでのお願いであります。仮に処分量が仮に増えた場合には、そのあたりについては電話で大丈夫というふうに、事情がいわゆる燃やさなければならなくなった余程の理由だということになって参りますので、そのあたりについては直接出向かなくても大丈夫だろうという認識であります。あと後段の処分方法について変更かということでもありますけれども、基本的には平成43年まで単町で処理していくという方針ではありますけれども、ただ途中こればかりは何があるかわかりません。ありとあらゆることを考えておかなければならないというふうに思っておりますので、仮に基幹改良工事で数億かかるというようなことに仮になって参りましたら、今度はその経費比較と焼却処分を外部委託して、収集処理だけ日南町で行うそういったような形の経営比較をして、それでも自町処理がいいということになりましたらそれですし、やはりそのあたりにつきましては、あらゆる方策は検討しておくべきだろうというふうに思います。

○山本委員長 村上委員。

○村上委員 今話を聞いておると、基本的に日南町のごみ処理計画、西部広域との絡みの中で、基本的には43年まではとりあえず延命化をするんだという話の中と、それから日南町の場合にはとりあえず万が一災害があった場合、日野町のくぬぎの森に入れさしていただくというような話があったというふうに思ってますけれども、今回そこも使えなかったという場合にはという話の中で、西部の町村の中でもこういったような取り組みをした町村があるのかないのかという点と、それから例えば今日南町

で年間約1,000 t ですね、ごみが出とる部分が。この処理費用はどれくらいかかっておるのかという、契約の内容の中でどれくらいかかるのかという部分が分かれば教えていただきたいと思います。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 まず、西部の管内でこういったことをやっておるところは多分ないというふうに思っております。日南町が初めての取り組みではないかなというふうに、新年度の予算はまた担当課長会等で聞いてみますけれども、ないというふうに思います。後、処理費用ですけれども、ご覧いただきたいのが、一般廃棄物処理事業の委託。これが4,900万かかっております。あと下の清掃センターの管理費これの830万、あと修繕をこれを見るかみないかという事になって参りますけれども、これはとりあえず置いといて、後は焼却灰の処理費用いわゆるこれらざっとみまして、8,000万から9,000万くらいの間かなというふうに思います。単純に言いますと今の仮にですけれども、民間施設に1,000 t の可燃ごみを焼却処理をお願いした時には3,000万という事になります。それにプラス、後はごみの回収にかかる経費、後はパッカー車も増強する必要があるかと思しますので、そういったような経営比較をして、一昨年だったと思います、前課長の方が自町処理の経費の方が安くつくという計算はさせていただいて、議会説明をさせていただいて、当面の間、当面の間というのは平成43年まで自町処理でいくという説明をさせていただいております。それはその通りであります。ただ今度はさらにもう一步検討する材料は、それは現状での清掃センターの回収というのが、このままで行った場合ということがありますので、仮に大規模な故障でも起こって基幹改良工事をさらに行わなければならないというようなことが仮に起こった場合には、その経費ではとても済まないと思いますので、また改めて費用計算を費用対効果も含めて明示させていただきまして、それは平成43年度以降の方針ということにもなってこようかと思っておりますけれども、長期的なスパンでの検討ということは、やはり随時随時やっていく必要はあるのではないかとこのように思います。

○山本委員長 村上委員。

○村上委員 今課長の説明で大体概略わかるんですけれども、さっき言われるように、今日南町の中ですれば8,000万から9,000万かかるんだと。業者に頼めは3,000万強で終わるんだという今の課長の答弁だったという具合に思っておりますけれども、当然この80何万で約70倍すれば1,000 t になりますので、それが計算すれば3,400万

強ぐらいの数字なのかなという具合には思いますが、基本的昨年試算をされたときには、持って出る金額よりも地元で処理をした方が安いんだという地元の説明があったという具合に聞いておりますけれども、それが1年もしないうちになぜこれだけ変わるのか。そこら辺の話が全くわからない。はっきりと言って。議会とすれば地元の皆さん方をお願いをする段階、説明を受けた段階の中では、基本的な考え方とすれば持って出る費用が高いので、できれば地元のこの施設でこのまま使わしていただいた方がやすいから、ここにさせてくださいというお願いがしてあったという具合に思っているんです。その部分が全く違う話になってくると、これはどうなのかなという具合に思うんですけれども、そこら辺の考え方はどうですか。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 あくまでも、まず焼却にかかる経費が約3,000万で済むというだけでありまして、一般廃棄物を収集する人という人件費ですね、それからパッカー車の増強というような事を言いましたら、ここにある4,900万というのはまずそのまま加算しなければならぬ数字だというふうに思いますし、プラスアルファの数字も出てきますので、それだけでもたぶん同じぐらいの金額になって、それから細かい持って出る燃料費等々を計算して、たぶん外部委託より自町処理の方が経費的に安いという説明はさせてもらっとると思いますし、当然その数値も自分は見ております。先程も申し上げましたけれども、ただそれは現況のまま平成43年までこの施設が持った時という事が前提になっておりますので、それが大幅な改修工事が必要になった時というのは想定されておられません。それらを勘案しながら、やっぱり今後もどういったことが起こっても大丈夫なような対応というのは取っておくべきだろうというふうに考えます。

○山本委員長 村上委員。

○村上委員 丁度そこばっかしじゃなしに、156ページの取り合えず淀江の最終処分場が残り9年となったという話と、それから43年にごみの焼却場については、基本的には今の西部の圏域の中の市町村の部分全部とりあえず使えなくなるという状況の中で、西部広域の中ででも非常に言うんでうすけれども、なかなか正確なデータが出て来ないという状況下の中で、どういったような話し合いがされておるのか。例えば、最終処分場等々についても本当に場所を変えるとすれば、10年という月日でも9年ではもう間に合わないという環境アセスからなんからすれば、当然用地の交渉であ

ったりという話しをすれば、9年ではもう間に合わない状況だろうというぐあいに思っていますし、例えば西部圏域の中でごみの焼却場をどこにするのかと。過去には平成29年には、南部町でお願いをするんだというような一時経過があったけれども、それも境港市が離脱をされるという観点の中から吹き飛んだという経緯があるわけですが、そこら辺の場所の選定であったりとか、どれくらいの規模のものというような経過の若干の話の内容があるのかないのか、その点についてお聞かせください。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 今議長さんの言われた通りであります。決まっておりますのは、平成43年までは各町で処理をしていくという事で、それには共同処理もあるでしょうし自町のある清掃センターの常に延命化を図っていく。先程来申し上げておりますように、日南町の場合は、可能な限り延命化を図っていくという方針に、これに全然方針の変更ありませんし、そういった形で取り組んで参りたいというふうに思っております。ただ、今度はそれが西部広域の全体の話でという事になって参りました時には、結構この話というのはご承知の通り二転三転しておりまして、基本的な方針については今の冒頭申し上げましたように、各町で平成43年までは処理をする。その方法については各町村が考える。最終処分場についてはもう限界が来ておる。そういったような形で今度は鳥取県の最終処分場、西部圏域で更にとという話しも出ておりますけれども、そこについても話が出て来てはまたしぼんだりというようなことで、本当に前が見えない状況になっております。そのところで出て来て参りましたのが、焼却灰の伊賀市に処理委託をするという、本当遠方になりますけれどもそれしか出て来なかったような状況でありますので、当面はそういったような会議で情報の入手にも努め、また、町の考えも主張してみましても、町で出たごみを町で処理をするは基本的なスタンスというふうには思っておりますので。ただそれが滞ってもいけませんので、そういったような仮に不測な状態が生じた時に、対応できる体制を構築しておくという事で、是非ご理解をいただきたい。この予算につきましても、ご理解をいただければというふうに思います。

○山本委員長 よろしいですか。そういしますと一般会計については終了を致します。続きまして、国民健康保険特別会計について説明を求めます。附属資料114ページから123ページまでです。久城課長。

○久城住民課長 国保会計につきましても、担当の長崎室長があがっておりますの

で、長崎室長が説明をさせていただきます。

○長崎室長　失礼します。長崎です。宜しくお願いします。国民健康保険特別会計の予算の説明をさせていただきます。まず114ページ国保事業一般管理事務です。国民健康保険特別会計の予算について説明をさせていただきます。国保事業一般管理事務ですが、こちらは職員の人件費、それから国保連合会への事務委託料の負担金などを計上しております。事業規模としては、前年度並みで組んでおります。続きまして納税奨励費です。保険税の徴収に関する納税組合への納税奨励金の予算を若干減らした予算にしております。納税組合の組合を通しての納付が少し減っているというところを勘案した結果となっております。続きまして、運営協議会費です。国保の運営協議会の委員さんへの報酬を計上しております。続きまして、療養諸費で一般被保険者の療養費、退職被保険者の療養費、それから一般被保険者の療養給付費、退職被保険者の療養給付費、審査支払手数料が計上されているところです。被保険者の方が医療を受けられた際にかかる費用の被保険者の一部負担金、年齢によって2割でしたり3割でしたりしますが、その部分を除いたところ8割であったり7割だったりの部分を保険者が負担しております。その費用を計上しております。ひとつの年度の診療分は3月の診療を受けた者から、翌年の2月に診療を受けたものまでの12か月分というふうになっております。療養費についてはここで言います療養費は、コルセットの製作ですとか、按摩や針やマッサージを受けた時の医療機関へとりあえず全額負担をしていただきますので、あとで負担割合に応じて保険者負担分を償還払いしております。その費用となっております。審査支払手数料は、国保連合会でのレセプトの審査ですとか、支払事務の委託料などの費用となっております。続きまして、高額療養費です。一般被保険者、退職の被保険者の高額療養費と高額介護合算の療養費を上げております。退職被保険者の高額療養費は、前年度と比べて状態と対象者の人数を勘案しまして、減額をしております。高額療養費の負担支給の割合については、27年度と変わらない基準で予算を立てております。続きまして、葬祭費です。被保険者の方がお亡くなりになった場合に、葬祭を行ったものに支給する葬祭費です。1件当たり2万円で計上しております。続きまして、移送費です。現実的にこの予算を執行した経過というのはございませんけれども、負傷疾病等によって移動が困難な患者さんが医師の指導指示によって、一時的緊急的な必要性があつて移送された場合に、要した費用を支給するという内容で組んでいる予算です。続きまして、出産育児一時金です。

国保の被保険者の方の出産に対して支給する出産費で、一件当たり42万円で3件分見込んでおります。続きまして、老人保健の拠出金です。老人保健の事務費拠出金の金額ですけれども、近年の実績を反映させて少し下げさせてもらった金額になっております。続きまして、共同事業の拠出金です。高額医療費の共同事業の拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金という2つの項目がございます。高額医療費の方の共同事業の拠出金は、1件当たり80万円以上の診療が対象になりまして、80万を超えたところの部分が対象になります。共同事業における所要額を市町村ごとに案分した額という事になります。所要額は過去3年分の医療費を基礎として決定されます。ですので、過去3年間の医療費のうち1年でも飛びぬけて高い時期ですとか、そういうところがあった場合は3年はその結果をひっばってくるというような形になっております。続きまして、保険財政共同安定化事業拠出金ですけれども、こちらの方は26年度までは1件当たり30万円以上の診療を対象にしている制度でした。27年度からは全医療に拡大されたところですので、27年度の実績を基に28年度の予算を計上しております。続きまして、その他の共同事業です。退職者医療制度の資格を有する被保険者を、適切に適用するための対象者の名簿等を提供してもらおう事業になっております。続きまして、償還金及び還付加算金です。これは国民健康保険税を納めてもらった後に、過年度分の校正等がかかって還付が生じた場合等に、こちらの予算から還付行っております。続きまして、財政調整基金積立金管理です。これは利息のみを計上しているところです。次の出産費資金貸し付け基金積立金も同じ様に利息のみ計上しております。続きまして、保険事業費です。保健衛生普及活動事務と特定健診に分れております。主だったところでは、28年度血管年齢と肥満度の測定を行う機器の購入を考えております。また、ミニ人間ドックの検査項目に頸動脈エコーの検査項目を追加して計上しております。頸動脈エコーの実施ができるかどうかにつきましては、28年度の日南病院の体制と相談をしながらという形にはなりますけれども、頸動脈エコーの検査を付け加えたいというふうに思っております。特定健診の事業事務費は前年度と同等程度上げております。受診しやすい体制づくりに努めて、特定健診の受診率の向上を目指していきたいというふうに思っております。続きまして、介護納付金です。介護の2号被保険者の1人当たりの負担見込み額に、40歳から65歳の被保険者数をかけることによって、概算額が算出されるものです。2号被保険者が65歳に到達して1号被保険者になる人数よりも、40歳に到達する人数の方が少ないため前年度と比べて減額というふうに

しております。続きまして、後期高齢者支援金です。支援金と事務費拠出金がございますけれども、老人保健に変わって新設された事業で、平成20年度から始まっているものです。各保険者の被保険者数によって算出をされるものですが、前々年度の支援金が確定した後の精算等が加えられたり、減額されたりするものでかなり大きな変動があります。28年度の金額については、まだ支援金額についてははっきりとは出ておりませんので、27年度実績で計上しております。前期高齢者納付金です。前期高齢者納付金と事務費拠出金についても、27年度実績で予算をあげさせていただいております。最後に予備費400万円を計上させて頂いております。一般会計の方の34ページですが、国民健康保険事業がございまして、一般会計から特別会計への繰り出し金の予算を計上しております。前年度と比べて増額になっている理由ですが、先程課長もご説明をしましたが、国保の基盤安定繰り出し金ですね、これが保険税軽減分と保険者支援分の2種類があるんですけれども、この基盤安定繰り出し金の額が増えたことによる増額です。所得の少ない被保険者を抱える保険者を支援する制度で、27年度から支援率がアップしております。前年度の保険料収納額に乗ずる率というのが、7割軽減5割軽減2割軽減の軽減ごとに、100分の12だったものが100分の15になったりですとか、100分の6だったものが14になったり、100分の13という2割軽減部分が新設されたりですとか、そのようなことで増額になっております。軽減の対象になる所得も変更になっておりまして、5割軽減に該当する所得がこれまでと比べて2万5,000円基準額が上がりましたので、それだけ5割軽減に該当する被保険者とかその世帯が増えることになります。また2割軽減に該当する世代も金額が2万円アップしておりますので、その分増えているということで軽減対象になる被保険者数も増えております。率も上がっておりますので、基盤安定繰り出し金の金額が上がっているというような結果になっております。国と県と町の負担の割合については、変更はありません。町は、それぞれの4分の1という負担割合というのは今までと変わっておりません。以上です。

○山本委員長　ただいま説明を受けました国民健康保険特別会計について、質疑意見がありますか。久代委員。

○久代副委員長　町長の施政方針にもありましたけれども、保険料を据え置くということでした。基金をそのための財源として一つは基金を今年度約6,200万、取り崩すと、最終的に3億900万の残高がというふうにみこしておられますが、それを主な財

源とされるかどうかという事と、もう一つ今ちょっと説明がありましたけれども、国は国保の保険料軽減のために、平成で言えば27年度に財政措置をしておりますが、その最終確定が日南町の補正の中でも国保の繰り出し金、財政の繰り出し調整金ですか、補正も先般されておりましたけれども、国が特別に国保の被保険者の保険料を軽減するための交付金が、当町ではどのようになっているのかと。財政的に。それはわりと他の自治体も明らかにされていなくて、実際には国が財政的な措置をしているわけですよ、27年度の中で。それが確定した数字があるのかどうか、特別に被保険者の保険料を減額するための財政的な措置を国はしているということだけ、そのことの説明も含めてお願いしたいというふうに思います。その財源が28年度の保険料の据え置きにも使われているのかということも含めて説明をしてください。

○山本委員長　長崎室長。

○長崎室長　国が27年度に行った財政措置は、先程ご説明をいたしました基盤安定の繰り出し金のところでご説明をしましたように、軽減対象を広げるといってところとその軽減をしたことによって、保険者への収入が、税収が減るところを支援するという部分であったとっております。財政安定化支援事業の繰り出し金という繰り出し金を繰り出しを行っている自治体があると思います。日南町においてこの繰り出し金を一般会計から繰り入れたことはないというふうに思っておりますが、この財政安定化事業の繰り出し金のことでしたでしょうか。

○山本委員長　久代委員。

○久代副委員長　よろしいですか。平成27年度に被保険者支援約1,700億円というものを国が組んで、それでその引き下げに使って欲しいと。それが最終確定したのが、昨年12月、交付額が決定したのが。それが補正もあったし、現実に日南町にとってどれだけの交付額になったのかということと、今回の保険料の据え置きに当たってもその財源がどのように財政措置が使用されたのかということを含めて説明を願いたいということ。要するに、国がそれだけの被保険者の軽減措置をなさいということによって交付したわけです。ただなかなか実際の交付額が決定が決まらなかった経過もあるので、どのようになっているのかということの説明を求めます。

○山本委員長　久城課長。

○久城住民課長　まず先程長崎の方が説明しました国保険基盤安定繰り出し金、これについては600万円の増になっております。この600万円が国2分1ということにな

りますので、300万がこれに充当するというふうに思っておりますので、町の持ち出しも4分の1、県の持ち出しも4分の1ありますので、これらが被保険者の支援分に回っておるといふふうに考えております。従って、それが保険支援の手厚くなったということであって、保険料率の維持ということに関しては、日南町の場合は日南町の努力というふうにご理解をいただければというふうには思います。

○山本委員長　　よろしいでしょうか。

○久代副委員長　　ですから、私が言いたかったのは、基金を6,000万ですか、6,200万取り崩すこと。それから国の一定の被保険者の保険料の引き下げの対策のための交付金も含めて、そういう財政的な裏付けもあって据え置きになるのか。実際には被保険者の動向から医療費の動向から見ても、なかなか据え置きができない状況が一方では出たと思うんだけど、その点について説明をお願いしたいということです。

○山本委員長　　長崎室長。

○長崎室長　　減額の被保険者が生じたことに対する財政措置でありますので、基盤安定の補助金の申請は毎年10月に行います。そして確定が出るのが12月とかというようなスケジュールになっておりまして、今年度の基盤安定の補助金につきましては3,126万9,000円という。今年度27年度ですけれども、そういう金額になりました。この基盤安定の補助金につきましては、27年度の保険税の軽減に対しての補助金といえますか負担金ですので、この3,100万とかを次年度の保険税の軽減のために直接勘案して保険税を据え置いたというような仕組みと申しますか、そういう考え方はしてはおりませんが、同等程度の軽減がかかる被保険者がいるというふうに想定をしまして予算立てをしております。

○山本委員長　　久代委員。

○久代副委員長　　2018年度から、平成で言えば30年から国保のいわゆる県の一元化のために各都道府県に国も対策を取りようという、交付金もつけてやっていますが、これについてどのような進行状況なのかということ、もうすぐですから説明してください。

○山本委員長　　久城課長。

○久城住民課長　　昨年も説明させていただいたのではないかとはいふには思いますが、今回県がこれを一本化していくということに関して言えば、県で保険料率が決まる。その保険料率を各市町村に請求するという形になりますので、いわゆる

それを町村は県に納めなければならない。従って、保険税の滞納があった場合には全部それを町村が負担をして、県に上部機関に払うという形になりますので、県の方に未納は発生しない。あくまでも町の会計に未納分が負担が生じますので、最終的にはそれらについては町は基金を繰り入れするなりして、徴収義務は全部町村にあるという形での運営という形になって参りますので、どのあたりが事務の軽減になるのか、国あたりへの補助金申請等々については県がすることになりますので、当然そのあたりは軽減にはなると思われますけれども、日南町にとっての目に見えてくるメリットというのは、そんなにはないだろうというふうには思っております。税率につきましてもまだはっきり明示はされておられません。大体日南町そんなに高くもなく安くもなくというところにおりますので、被保険者の皆様に極端にそのあたりの税率が上がって、負担増になるというようなこともないだろうというふうには思っております。ちょっと今の段階ではそのくらいの情報でしかありません。

○山本委員長　　よろしいですか。

○久代副委員長　　はい。

○山本委員長　　その他ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　　ないようでした。国民健康保険会計については終了します。次に附属資料145ページ146ページの後期高齢者医療特別会計の説明を求めます。久城課長。

○久城住民課長　　これにつきましても、歳出につきまして、長崎室長の方から説明をさせていただきます。1点だけ私の方から、後期高齢者ご存知のようにこれも県一本化になっておまして、運営はなされております。現在の基金残高が23億円。平成28・29年度におきまして、約8億円の繰入れが予定されております。従いまして、29年度末には基金残高が15億円となる見込みでございます。従いまして、現行の保険料率で行きましたらもう数年でパンクしてしまうという状況にありますので、後期高齢者医療の広域連合という形で運営はされておりますけれども、保険料率の見直しというのはこの2年うちにはあるのではないかというふうに思っております。歳出につきまして長崎室長の方から説明をさせていただきます。

○山本委員長　　長崎室長。

○長崎室長　　後期高齢者医療特別会計の予算について、ご説明をさせていただきます。まず一般管理費ですが、前年度と同等程度で見込んであります。比較のところの

マイナスは前年度に備品購入をしておりますので、機器更新のための備品購入の分が減額になっていると、それ相当分が減額になっているという状態になっております。徴収費も前年度並みで上げております。続きまして、後期高齢者医療広域連合納付金です。徴収した保険料を広域連合に毎月納付をしております。保険基盤安定負担金というのが、先程国保の会計でもご説明をさせていただきましたけれども、後期高齢の方にもこの負担金がございます、これの町負担分を広域連合に支出をしております。納付保険料の見込みを下げておりますけれども、減額しておりますが、これは人数の減による減額というふうに思っております。保険料の還付金、過年度分の保険料の還付が生じた時の還付金の予算も前年度と同等で計上させていただいております。簡単ですが以上でご説明を終わります。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 1点だけ追加を、説明をさせていただければと思います。平成28年度の広域の予算額でありますけれども、約780億円の予算であります。前年度の決算が800億ぐらいになる見込みですので、若干下がっておりますけれども、これらもその後の支出によっては補正がなされるものというふうに思っております。

○山本委員長 ただいまの後期高齢者医療特別会計について、質疑意見がありますか。久代委員。

○久代副委員長 後期高齢者75歳以上ですけれども、被保険者の現在の、28年度の見込み人数ですね。それから平均保険料、1人当たりを教えてください。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 まず被保険者数でありますけれども、9月30日現在の数字になります。1,682人です。6,946円、月額ですけれども。

○山本委員長 よろしいですか。

○久代副委員長 はい。

○山本委員長 ただいまの後期高齢者医療特別会計について、質疑意見ありますか。よろしいですか。ただいまの後期高齢者医療特別会計については終了をいたします。次に、再生可能エネルギー発電事業特別会計について説明を求めます。147ページです。久城課長。

○久城住民課長 再生可能エネルギー発電事業の説明をさせていただきます。これも説明を一部させていただいておりますけれども、平成28年度におきましては売電収

入というのを見込んでおりません。見ていただきます通り、必要経費だけを見させていただいておるような状況であります。総額190万1,000円という事で、実は今日午前中ですけれども、全国小水力発電推進協議会の副会長さんが先の土砂災害の現場を見にこられました。ちょっとそのお話をさせていただきましたので、ちょっとだけ時間を2、3分頂戴できればと思います。今回、このフィットの固定買取価格制度によって工事を行ったのを有利な買い取り価格にするということに当たっては、この協議会が水路の改修を行わなくても固定買い取り価格制度に載せるという事で、非常に支援をしていただいた団体であります。ただ、それが今回こういったような水路で事故が発生したということに関して、非常に協会の方としても我々の判断が本当に正しかったのだろうかというようなことも言っていただきました。現場も見ていただきまして、色々今後協会の方も今回の、今日大西委員の一般質問にもございましたけれども、全国の推進協議会の方も現場施設に来て、色々提言をしていただけるということでお話をさせていただきました。そのことを1点だけ報告をさせていただきます。

○山本委員長 説明は、このページの説明はそれでよろしいですか。

○久城住民課長 一応見ていただきます通りで。

○山本委員長 そうしますと、この特別会計について、質疑意見ございますでしょうか。久代委員。

○久代副委員長 始めの町長おられる時の質問で言いましたが、この事業計画の練り直しをされんといけんと思うし、今後。昨年度、売電収入を1,694万6,000円、新石見発電所であげられていたけれども、単純に大抵それぐらいの今年度は収入がないというふうの考え方ですよ。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 この場で聞くのではないかと思いますけど、小水力の発電でちょっと調査しておりまして、本当に協議会で聞くのは間違いかもしれませんが、ちょっともしよろしければお聞きしたいんですけれども。今の鳥取県では3つの小水力発電を今計画されてます。日南町では若松川で3月稼働と聞いております。その売電単価というのはご存知でしょうか。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 日南町のでよろしいでしょうか。全部の。

○大西委員 日南町と若松川の売電単価。

○久城住民課長 多分、若松川も34円だと思いますけれども。多分同じ時期に申請しとられると思いますので、工期は長かったですけれども。34円だというふうに、若松川も思います。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 ありがとうございます。実は実際見に行きまして、県にも聞いたら県は守秘義務があるという事で単価を聞けなかったもので、あえて34円ということでした。ありがとうございます。

○山本委員長 その他ございますか。ないようでしたら再生可能エネルギー発電事業特別会計についての聞き取りを終わります。全体を通して質疑意見ございますでしょうか。大西委員。

○大西委員 先程、三光さんの伊賀に持っていく件なんですが、伊賀市自身は三光さんとのルートは確立されているんですね。

○山本委員長 久城課長。

○久城住民課長 三光は色々な例えば安来市さんのごみとかを燃やしておられますので、安来市の焼却灰というのは当然伊賀市にいておりますので、三光さんは色々なところのごみを燃やしておられる分は全部それぞれ仲介ではないですけれども、日南町は日南町で伊賀市さんをお願いしないといけませんし、そういったような時に三光経由で日程調整をしてもらったりということは、当然あろうかと思えますけれども。当然その時には全自治体が伊賀市に集まってお願いをする。そのヒアリングを受けるという状態になつとります。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 マニフェスト伝票では、発生事業所というか、発生町、市町村から三光に全部来て、三光から伊賀。その伊賀まで行く都道府県の許可証は三光さんがとっておられると思います。従って、日南町からいくものでも三光さんにいった場合、安来市さんいった場合、どこで来ようが三光さんからいくわけですね。ですから、三光さんと伊賀市は用意出来とるわけですがけれども、そんだけ太いパイプがあれば、先程の話に戻りますけれども、日南町の15t、極端な絶対量からいくとわずかだと思われるんですけれども、それならば先程のように毎年15t50万、10年だと500万のような安全策のような感じになるんですけれどもね。ちょっと意見だけです。どうのこうのじゃありませんけれども、ちょっとそういう形ですね、要するにマニフェスト伝票では

ABCDE まで全部出さないといけないからという事ですね。

○山本委員長　その後ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　ないようでしたら、先程大西委員の方からありました環境審議会の方の参加人数についてのことと、もう1件久代委員の方からありました太陽光発電の関係の数字をとということでありましたが、今説明できませんでしょうか。久城課長。

○久城住民課長　すみません。今用意できておりません。改めて資料提供させていただきます。申しわけありません。

○山本委員長　それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　大西委員。

○大西委員　できましたら環境審議会というのは、町長が要請するわけですから、例えば町長が出ているのか出ていないのかというところまで、できましたら守秘義務等々ありましたらいけませんけれども、議事録があれば一緒をお願いいたします。

○山本委員長　よろしいでしょうか。そうしますと以上で住民課にかかる審査を終了いたします。どうもありがとうございました。申しわけございません。過疎計画につきまして質疑が漏れ取りました。特に過疎計画について質疑意見ございますでしょうか。大変申しわけありません。荒木委員。

○荒木委員　一般質問の関連ではありません。この過疎計画の中で住民課の中で木質バイオマス利用設備というのがございます。設計で2,680万工事で4億5,000万であげであるんですが、どんな設備かというのをちょっと教えてください。

○山本委員長　久城課長。

○久城住民課長　一応その計画が持ち上がりましたのが、法定企業が日南町でバイオマス発電事業をやりたいということでご相談をいただいております。その企業というのが現在、中国電力の方に系統連系の申し込みをしております。ただ、実は内報でやはり非常に空き容量がないということで連絡が返って来まして、事業進出について厳しいのではないかとということで、思っておるところではありますけれども、ただ企業の方としてもこのまま撤退する気はないというふうに言っております。従って、今後こういったような事業提案がなされるかというのを待っておる状況であります。町の方としては。当時一つの手法として道の駅エリア内でいわゆる発電をして、そのの

木質バイオマス発電を行ってということです。そのエリア内で電気を使って売電、中国電力に売るというのは今非常に厳しい状況ですから、自家発電を行ってそのエリアの中で買っていただいてという形はできないかという相談を受けました。ただ、結局それだけではそのエリアにある町の施設等々になって参りますけれども、中国電力より安い金額でないと買うメリットがありませんので、そういうふうになった時に企業進出を向こうがする意味がなくなって参ります。そういったようなことを含めて、今度はそれに対しての付加事業も考えておるんだらうというふうに思いますけれども。そのあたりにつきましては先方の事業提案を待ってみませんとなかなかわからない状況で、そこにあげております4億5,000万だったですかね、道の駅エリア内にある今後二次工事で建設する施設という事になって参ります。そこらでバイオマス発電で発電した電気を買えばということで、それを一連でそこにあげておりますので、従って今日も議論の中にございました、サ高住もありかもしれませんし、デイサービスセンターもあるかもしれませんし、住宅も。それらが民間とかで全部ということになっていったら、そこはゼロになってしまいます。そういったような形で過疎計画の中で、そういったような形で一応あげさせていただいておるといってご理解をいただければというふうに思います。

○山本委員長　　よろしいですか。荒木委員。

○荒木委員　　はっきりよくわからなかったんですけれども、設計としては今年設計はあがるわけですね。もの自体はわからないにしても、設計自体はあがるわけですね。

○山本委員長　　久城課長。

○久城住民課長　　設計も本来ならばこのペースで進めていきたいというふうに思っておりましたけれども、若干そのあたりが流動的になって参りましたし、向こうの企業側の提案というのがどういったもので、町が納得できる内容での提案になるかどうかもわかりませんので、そのあたりにつきましては、先方の事業提案を今は待つしかないという状況になっております。

○山本委員長　　よろしいですか。過疎計画についてその他ありませんか。ないようでしたら、以上で審査を終わります。大変申しわけありませんでした。ありがとうございました。

ただいまの住民課の審査におきまして、特に意見を付したいというようなことがございますでしょうか。久代委員。

○久代副委員長 先程来、審査の中で議論の意見、多くの皆さんが意見を言われておりました三光に対して一般廃棄物を委託するという事については、もう少しごみの清掃センターの将来的なことも含めて、やっぱり慎重に議論されるべきだというふうに思いますので、今年度初めてそういうことをやられることの意味もはっきり言ってわかりませんので意見として付すべきではないかというふうに思います。

○山本委員長 意見とすればどのような書き方に。意見を付すという事でしたら、このままの予算を認めていくわけですが、予算を認めませんよということになりますと、意見を付すという事以前の話になってくるとは思いますがいかが取り扱いますか。福田委員。

○福田委員 このまま意見だけで終わらないと思います。もっとこれはやっぱり協議する価値があると思いますけれど、いかがでしょうか。

○山本委員長 協議といいますと、除くということでしょうか。予算を除くということですね。

○福田委員 はい。

○山本委員長 この場で決定してよろしいですか。除くという意見を。近藤委員。

○近藤委員 自分としては、東日本大震災といろんな災害が各地であるわけですし、その15tというのが日南町の方で自分ちょっと勉強不足ではありますが、日南町の方で処理するのに高い金額ではないと思いますので、保険としてやはりでもこういった道も作っておく必要もないかとは思いますが、削除ということでなしに、今一度町の方で検討して、本当に必要なのかをもう一度検討して欲しいとは思いますが。

○山本委員長 恵比奈委員。

○恵比奈委員 災害が起きた時のための保険というだけでは、このことは通らないというふうに思います。町民の皆さんこの委員会をご覧になっていて、日南町は民間処理の方向に進んでいくんだなというふうにとらえたのではないのでしょうか。大きな災害が起こった時、近隣の町の焼却場もダメージを受けるような大きな災害が起こった時というのは、三光もそう遠くはないわけですから、同じ様に被害を受ける可能性があるというふうに思います。また、そのように大きな災害が起きた時には、ごみを収集して運搬するというようなことは、到底当分の間はできないと思います。そういうことも勘案し、そして日南町の焼却場が大きな故障があった時、それはくぬぎの森にお願いするべきでありますし、そういう方法を探っていくべきというふうに思い

ます。あくまでも日南町の中で日南町のごみを処理していくんだという方針を、43年までですか、出されたということにあっては、やはりそのことをきちっと守ってそれから後のごみ処理計画について真剣にこれから考えていくべきだと思いますが、日南町が独自で突出してこういうことをしていくべきではないというふうに思います。よって、これは落としていただきたいと思います。

○山本委員長　ただいま2つの意見がありますが、ここで消してしまえますか。それしかありませんよね。はい。それではこの予算を認めないという方の起立を求めます。今言われております三光の予算についてということですよ。古都委員。

○古都委員　今、そういう論もあろうかと思えますし、よくわかりますが、この予算の審査の表現あたりも今はとにかく削除する方向で認めないんだという、わかりやすい発言でしたが、例えば、ごみ処理の事業全体を検討し、簡単に言えば理解ができる状態なら執行してもいいとかいう、制限付きの決定いうのもあるんだろうと思うんですよ。私はこれの今日もらった右側もですね、例えば清掃センター収集搬出体制強化事業あたりもですね、本当は検討してここまで金をかけなくても、地上部分を撤去してしまってコンクリでふたすれば、おそらく700万かからないと思うんです。きれいに掘り取って、抜き取ってという話だと思うんですよ。ですから、私は先程10番委員さんですか、言われたですけど、その全体計画が見えてこない。その前には村上委員さんも言われましたが、時系列的なものの考え方とか全く先般来の去年の暮れからですか、いろんな説明聞いてどうという方向にいて、どうという年次計画でやっていくというのがわからないので、むしろこの事業1個落とすという話もわかりますけれども、全体の説明も求めなければこれを落としただけでも、その後どうするだという話が出てこないような気がしとるんですが、そこら辺について皆さんの意見があれば聞きたいと思います。

○山本委員長　ただいまの古都委員の意見につきまして、何かございますでしょうか。坪倉委員。

○坪倉委員　色々な考え方もあると思いますが、古都委員も言われましたけれども、もう少し研究すべきだと。今日このことについて委員会として最終結論を求めるには、少し時期尚早、もう少しいろいろな方面から研究する必要がある、会期もまだ10日あるわけですから。もう少し説明を求めたり議論をする時間があってもいいと思います。

○山本委員長　はい、もう少し検討すべきであるという意見であります、どうい

たしましょうか。再度聞き取りを行いますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 日を改めてということによろしいですか。久代委員。

○久代副委員長 西部広域の管理者、3町の衛生施設組合のくぬぎの里はうちは直接お金を出していませんが、今回の改修、去年改修されたわけだけど、くぬぎの森を。ただし、副管理者が町長ですから、町長の出席を求めてやっぱり基本的な考え方を説明をいただいた方が、今日の課長の説明の範囲だけではやっぱり最終的にどういうふうに副管理者として考えているかということがわからなかったのも、是非とも町長の出席を求めたいというふうに思います。

○山本委員長 ただいまの意見につきましては、町長の出席を求めたいということではありますが、日程の調整とかもありますので、御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 そうしますと今後のことにつきましては、町長の方とも相談をさせていただきまして、調整をしていきたいとしますのでよろしく願いをいたします。そうしますと明日の予定であります、明日は教育課、建設課を予定しております。建設課終了後、先日ありました農林課のオロチの関係の聞き取りということでありましたので、建設課終了後に聞き取りを行いたいと思います。そういう予定としたいと思いますので、よろしく願いをいたします。農林課長無理でしたら副町長にお願いをしたいと思いますので。以上で本委員会を散会といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 それでは散会といたします。ご協力ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

副委員長